

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 5件

中部（静岡）国民年金 事案 3762

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から42年3月まで

申立期間当時、私は、自営をしていた両親の仕事を手伝っており、国民年金の加入手続は、両親が行ってくれたと思う。父親は、亡くなっており、家計のことを行っていた母親は高齢で話を聞くことができないため、国民年金保険料の納付についての詳細は不明であるが、私は、自宅に集金人が来ていたことをはっきり覚えている。当時、同居していた弟は、保険料が20歳から納付済みとされているので、両親が長男である私の保険料も同様に20歳から納付してくれたはずである。保険料を納付したことを証明する領収書等はないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無く、申立人の国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付を行ったとする両親についても、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から60歳に到達するまで保険料を全て納付していることから、両親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年7月12日に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続は、この頃に初めて行われ、この加入手続の際に、国民年金の被保険者資格取得日を38年*月*日（20歳到達日）とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、両親が過年度保険料として

遡って納付することが可能であった。

さらに、上述の国民年金加入手続時期（昭和43年7月頃）を基準とすると、申立期間のうち、41年4月から42年3月までを含む時効が成立していない41年4月から43年3月までに係る過年度納付書が発行されたものと考えられるところ、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿によると、当該過年度納付書が発行されたと考えられる期間のうち、申立期間直後の42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、過年度保険料として納付されたことと推認できることから、前述の加入手続を行い納付意識の高かった両親が、申立期間のうち、41年4月から42年3月までの保険料も同様に過年度保険料として遡って納付したと考えても不自然ではない。

一方、上述の国民年金加入手続時期（昭和43年7月頃）を基準とすると、申立人は、申立期間当時において国民年金に未加入であったことから、両親が国民年金保険料を現年度保険料として納付することはできなかったものと考えられるほか、申立期間のうち、38年11月から41年3月までの保険料については、既に2年の時効が成立しており、両親が当該期間の保険料を遡って納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、弟の国民年金保険料が20歳から納付済みであることから、両親が長男である自身の保険料も同様に20歳から納付していたはずであると主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、弟の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し時期より半年以上前の、弟が20歳到達（昭和42年*月）後の同年12月に払い出されており、弟が所持する国民年金手帳によると、弟が20歳に到達した同年*月からその年度末である43年3月までの保険料は同年3月1日に一括して現年度保険料として納付されていることが確認できる。しかし、申立人については、上述のとおり、20歳到達（38年*月）時ではなく、弟よりも半年以上後の43年7月頃に国民年金手帳記号番号が払い出されているため、弟とは状況が異なり、弟が20歳から国民年金に加入し、保険料が納付されていることをもって、申立人に係る保険料が現年度保険料として20歳から納付されていたと推認することはできない。

さらに、両親が、申立期間のうち、昭和38年11月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 8634

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成16年10月及び17年11月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年5月から18年11月まで
② 平成18年12月から19年4月まで

申立期間①及び②について、A社及びB社に勤務した期間の標準報酬月額は、実際の給与より低額になっている。両社での在職中の給与は45万円であった。給与明細書を提出するので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成16年10月及び17年11月について、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、オンライン記録によると、平成18年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主は、「当時の資料は無く、不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、

行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成16年5月から同年9月まで、同年11月から17年10月までの期間及び同年12月から18年11月までの期間について、申立人は給与明細書を所持していないところ、A社の元事業主から取り寄せたとする16年11月から17年10月までの期間及び同年12月から18年4月までの期間に係る給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかしながら、上述のA社の元事業主から取り寄せたとする平成16年11月から17年10月までの期間及び同年12月から18年4月までの期間に係る給与明細書において確認できる厚生年金保険料額は、当該期間当時の保険料率ではなく、当該期間より後に改定された保険料率に基づき算出した厚生年金保険料額と一致しているところ、同社の元事業主は、「当時の資料は無く、申立人の厚生年金保険料控除額については分からない。」と回答していることから、申立人が同社の元事業主から取り寄せたとする当該給与明細書は、当該期間当時に作成されたものとは考え難く、事実在即したものと認められない。

このほか、平成16年5月から同年9月まで、同年11月から17年10月までの期間及び同年12月から18年11月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、B社は、オンライン記録によると、平成20年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主とは連絡が取れないため、申立人の当該期間における報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

また、当該期間当時の同僚（上述のA社の元事業主）は、「A社で社会保険を継続できなくなったので、申立人と共にB社で社会保険の被保険者資格を取得した。しかし、当時の資料は残っていない。」と証言しており、申立人の主張を裏付ける証言は得られなかった。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

1 申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成18年3月から同年8月までは13万4,000円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成18年9月から20年8月までにおける標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、18年9月から19年8月までは17万円、同年9月から20年8月までは19万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の11万8,000円とされているが、申立人は、当該期間について、12万6,000円、13万4,000円又は14万2,000円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を18年9月から19年8月までは13万4,000円、同年9月から20年5月までは12万6,000円、同年6月から同年8月までは14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成18年3月から20年8月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、平成23年12月から24年4月までにおける標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、24万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の16万円とされているが、標準報酬月額の決定の基礎となる23年4月から同年6月までは標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、同年12月から24年4月までの標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年3月から24年4月まで

私がA社に勤務した期間のうち申立期間について、年金記録では、明細書に記載してある支給額より低い標準報酬月額となっているので、正しい標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成18年3月から23年11月までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから、厚生年金特例法を、同年12月から24年4月までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間のうち、平成18年3月から23年11月までについては、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成18年3月から同年8月までについては、申立人から提出された明細書及びA社から提出された賃金台帳により確認できる保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成18年9月から20年8月までについては、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当初、11万8,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の26年6月9日付けで、当該期間のうち、18年9月から19年8月までは17万円、同年9月から20年8月までは19万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（17万円又は19万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（11万8,000円）とされている。

しかし、平成18年9月から20年8月までにおいて、上述の明細書及び賃金台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが確

認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上述の明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成18年9月から19年8月までは13万4,000円、同年9月から20年5月までは12万6,000円、同年6月から同年8月までは14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る平成18年3月から20年8月までの保険料の事業主による納付義務の履行については、上述の明細書及び賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時。22年1月以降は、年金事務所)で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該明細書及び賃金台帳で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成20年9月から23年11月までについては、上述の明細書及び賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないと認められることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 3 申立期間のうち、平成23年12月から24年4月までについては、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当初、16万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の26年6月9日付けで、24万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(24万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(16万円)とされている。

しかし、上述の明細書及び賃金台帳により、申立人は、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる平成23年4月から同年6月までは標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の平成23年12月から24年4月までの標準報酬月額については、24万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から61年3月まで

私は、婚姻後、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。年金記録では、保険料が納付されていない期間が途中にあるが、第3号被保険者になるまで、夫か義父が保険料を引き続き納付していたと思う。また、申立期間当時は、義父母と同居しており、義父母も国民年金に加入していたので、私の保険料については義父母の保険料と一緒に納付していたかもしれない。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿、国民年金被保険者台帳及び申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年6月頃に払い出されており、申立人が任意加入被保険者の資格を取得した同年6月から申立期間直前の58年6月までの国民年金保険料は、全て納付されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、夫又は義父がいずれかの名義の金融機関口座から申立期間に係る国民年金保険料の納付を行ってくれていたのではなかろうかとしているものの、申立人によると、夫は当時のことは記憶が無いとし、義父も既に亡くなっているとしている上、申立人は、申立期間の保険料の納付について直接関与しておらず、その主張は明確ではないことから、申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、夫が申立期間前後を通じて共済組合の組合員であるため、申立期間当時においては、国民年金の任意加入対象者であり、加入義務までは無かったところ、申立人が所持する年金手帳、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、オンライン記録と同様、申立期

間の始期である昭和 58 年 7 月 1 日に任意加入被保険者資格を喪失したととされている。その後、申立人が、再度、国民年金の被保険者資格を取得したのは、61 年 4 月（第 3 号被保険者）とされており、それまでの間に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人は、申立期間当時は義父母と同居しており、義父母についても国民年金に加入していたので、申立人の国民年金保険料については義父母の保険料と一緒に納付していたかもしれないとしているところ、オンライン記録によると、義父母については、申立期間において引き続き強制加入被保険者として国民年金に加入し、保険料が納付されていることが確認できる。しかし、上述のとおり、申立人は国民年金の任意加入対象者であり、申立期間において被保険者資格を喪失していたため、義父母とは状況が異なり、義父母の保険料が納付されていることをもって、申立人の保険料が納付されていたとまでは推認することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年10月から11年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月から11年1月まで

私は、平成8年10月に会社を退職したので、元夫の会社でサラリーマンの妻として国民年金に加入する手続きを行ってくれていたと思っていた。しかし、忘れた頃に国民年金保険料の納付書が私の所に届いたので、この手続きは行われていなかったことを知った。このため、未納の保険料をまとめて納付しようと思い、A町（現在は、B市）で居住を開始した11年6月から第1子が生まれる前の13年*月までの間に、同町役場で30万円を超える保険料を納付書により一括納付した。申立期間の国民年金の再加入手続きを行ったことは覚えておらず、保険料の納付を証明するものは無いが、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年1月頃に払い出され、この手帳記号番号における国民年金被保険者資格については、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した同年4月15日に国民年金被保険者資格を喪失し、その事務処理が同年6月30日に行われ、その後、申立期間を含む国民年金被保険者資格の追加に係る一連の事務処理（5年6月29日取得、同年10月1日喪失、8年10月19日取得、11年3月1日喪失、13年3月16日取得）が13年3月に行われたこととされている。

申立人は、平成8年10月に会社を退職したので、元夫の会社でサラリーマンの妻として国民年金に加入する手続きを行ってくれたと思っていたが、忘れた頃に国民年金保険料の納付書が届いたので、この手続きは行われていなかったことを知り、未納の保険料を一括納付したとしているものの、その納付に係る申立期間の国民年金の再加入手続きについては、行ったことを覚えていないとして

おり、申立期間に係る再加入手続の詳細は不明である。

また、申立期間の被保険者資格については、i) 前述の平成5年1月頃に払い出された国民年金手帳記号番号における同年4月15日の喪失後から13年3月の追加に係る一連の取得及び喪失の事務処理が行われるまでの間に、再取得された形跡はうかがえないこと、ii) 申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出され、新規取得した形跡は見当たらないこと、iii) A町の国民年金被保険者名簿の被保険者資格取得日の欄外には「13. 3. 16」と日付が記載されており、B市によると、申立期間の被保険者資格に係る事務処理は、この頃に同町において初めて行われたものと考えられるとしていることを踏まえると、申立期間については、この頃(同年3月)まで国民年金に未加入として取り扱われていたものとみられ、これは、前述のオンライン記録において申立期間が含まれる被保険者期間が同年3月に追加処理されていることとも符合している。この追加処理時期を基準とすると、申立期間の国民年金保険料については、既に2年の時効が成立しており、納付書が作成、送付されたとは考え難く、申立人は申立期間の保険料を遡って納付することができなかったものと考えられる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間直後の平成11年2月の国民年金保険料については、時効が成立する間際の13年3月に遡って納付されており、上述のとおり、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかったことを踏まえると、申立人が遡って保険料を納付するようにと納付書を受け取り、1回だけ納付したとする記憶は、この頃の保険料納付に関するものであるとも考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期は、基礎年金番号導入(平成9年1月)後であり、この頃になると年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8636

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月頃から 47 年 3 月 22 日まで
私は、A 社（現在は、B 社）に昭和 46 年 4 月頃に入社し 48 年 3 月末まで勤務した。

しかし、年金記録を確認したところ、A 社に係る厚生年金保険の記録は、昭和 47 年 3 月 22 日に資格取得しており、申立期間の記録が無いことが分かった。C 社を退職した後、すぐに A 社に勤務した記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、A 社において、昭和 47 年 3 月 22 日資格取得、48 年 3 月 31 日離職していることが確認できるところ、この記録は厚生年金保険の被保険者記録と符合している。

また、申立期間において A 社の厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚に照会したが、申立期間における申立人の勤務実態を裏付ける証言を得ることはできない。

さらに、複数の同僚は、「勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間は一致している。」と回答している。

加えて、B 社は、「申立期間当時の資料は無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明である。」と回答しており、申立期間当時に社会保険事務の担当者であった者は既に死亡しているため、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（岐阜）厚生年金 事案 8637

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 2 日から同年 8 月 1 日まで

私は、高校を卒業した翌日の昭和 36 年 3 月 2 日から A 社（現在は、B 社）で働いていたが、厚生年金保険の被保険者記録は同年 8 月 1 日からとなっている。入社してから勤務形態は変わっておらず、厚生年金保険料も控除されていたと記憶しているので、調査して厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の当時の事業主は既に死亡している上、B 社の事業主は、「申立期間当時の資料は残存せず、申立人の勤務実態及び保険料控除は不明である。また、当時の厚生年金保険の取扱いについても不明である。」と回答しているところ、A 社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間における勤務実態について回答を得ることはできない。

また、i) オンライン記録において、申立人と同日に A 社の厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚に係る雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日の 5 か月から 8 か月前であること、ii) 昭和 36 年 3 月に高校を卒業し、同社に入社した同僚 4 人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、全員同年 8 月 1 日であること、iii) 申立人と同日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、「研修期間、試用期間などがあったので、働き出してすぐに厚生年金保険に加入するわけではなかった。」と回答していることなどから判断すると、申立期間当時、同社では必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年12月2日から26年2月1日まで
② 昭和26年6月1日から28年10月20日まで
③ 昭和30年6月20日から31年10月19日まで

昭和23年12月から48年6月まで、A社及びその関連会社に勤務した。しかし、年金記録は、申立期間①、②及び③が空白となっている。継続して勤務していたことは間違いないので、調査をして記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の親族は、勤務した事業所名を「B製品（商標名）」と記憶しているところ、申立期間当時、「B製品」を製造していたA社及び同社の製品を販売していたC社に被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人を記憶しているが、申立期間当時、A社の関連会社が複数存在し、従業員の異動も多かったため、申立人がどの事業所に在籍していたのかは不明である。」と回答していることから、勤務した事業所名は不明であるが、申立人は、A社又はその関連会社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社及びC社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の当該両事業所における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらず、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

申立期間②について、申立人の親族から提出された資料及び同僚の証言から、申立人は、D社E営業所（名称変更後は、F社E営業所）に勤務していたことが推認できる。

しかし、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、D社E営業所は、昭和31年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時、同社は適用事業所であった記録が確認できない。

また、申立人と一緒にD社E営業所に勤務したとする同僚は、「私と申立人は、昭和26年6月のD社E営業所開設と同時に赴任した。開設当時から給与計算は同社同営業所で行っており、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

申立期間③について、申立人の親族から提出された資料及び雇用保険の記録により、申立人は、G社又はD社E営業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、G社及びD社E営業所の同僚に聴取をしても、申立人の勤務期間に関する証言は得られなかった。

また、D社E営業所にて給与計算事務を担当していたとする同僚は、既に死亡しており、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、G社の後継会社であるH社は、既に解散しており、同社の元事業主に照会を行ったものの、回答を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 1 日から同年 12 月 26 日まで

私は、昭和 49 年 10 月 1 日から 50 年 5 月末日まで A 社に勤務していたが、申立期間の年金記録が無い。しかし、厚生年金保険被保険者証の「初めて資格を取得した年月日」に 49 年 10 月 1 日と記載されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「厚生年金保険被保険者証の『初めて資格を取得した年月日』の欄に昭和 49 年 10 月 1 日と記載されており、この日が被保険者資格の取得日である。」と主張しているところ、雇用保険の記録によると、事業所名は不明であるが、申立期間を含む昭和 49 年 9 月 1 日から 50 年 5 月 31 日までにおける申立人の被保険者記録が確認できる。

しかし、厚生年金保険適用事業所台帳及びオンライン記録により、A 社は、昭和 49 年 12 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において同社が適用事業所であった記録は確認できない。

また、商業登記簿謄本によると、A 社は昭和 59 年 12 月 * 日に解散している上、当時の事業主及び役員を特定することができないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚 7 人のうち、所在の確認ができた 4 人に照会を行い、2 人から回答を得たが、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いに係る具体的な証言は得られない。

なお、申立人の厚生年金保険被保険者証の「初めて資格を取得した年月日」が昭和 49 年 10 月 1 日となっていることについて、厚生年金保険被保険者台帳

記号番号払出簿及び申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格取得日は同年12月26日と記載されていることが確認できるところ、日本年金機構B事務センターは、「申立人の厚生年金保険被保険者証の資格取得日は誤記であり、正しい資格取得日は昭和49年12月26日であると思われる。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 15 日から同年 9 月 15 日まで
② 昭和 43 年 9 月 21 日から 47 年 12 月 28 日まで

A社を結婚のために退職してから、脱退手当金の請求をした。その後、結婚して県外に引っ越したが、受給に係る通知が無く、おかしいと思っていた。脱退手当金を受給していないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金を請求したことを認めている上、年金事務所には、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金裁定向が保管されていることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたことは明らかである。

また、前述の脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金裁定向には申立人の婚姻後の住所地、当該住所地近くの金融機関名及び当該金融機関に送金処理をしたことが記載されている上、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和48年5月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。